大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年10月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 エディオン高針原店 名古屋市名東区高針原二丁目1601番 ほか13筆
- 2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物南側平面 駐車場①	49台	変更なし
隔地 駐車場②	170台	104台
計	219台	153台

駐車場の位置については、縦覧によります。

- 3 変更の日令和 8年 5月31日
- 4 変更しようとする理由 利用実態に見合った駐車場運営とするため
- 5 届出の日

令和 7年 9月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階) 名東区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び天白区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年10月20日から令和 8年 2月20日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 2月20日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課